

高松商工会議所独自の

見舞金・祝金 給付制度

給付内容	口数	2～4口	5～9口	10～13口
病気入院見舞金 (5日以上、保険期間中1回)		5,000円	10,000円	15,000円
結婚祝金		一律 5,000円		
出産祝金 (本人または配偶者)		一律 5,000円		
すこやか祝品 (商品券) (保険期間満了の方)		一律 10,000円		

☆この制度は、高松商工会議所独自の見舞金・祝金制度による保障です。
(生命保険ではありません。)

☆ご請求時に、生命共済制度加入1年以上の継続加入者が対象です。



見舞金制度

病気で5日以上継続してご入院の方に、お見舞金をお支払い！



祝金制度



ご結婚、ご出産時には、お祝い金を贈呈！

すこやか祝品



保険期間満了（9月30日時点で加入）の方には
お祝い品を贈呈します！（満了：75歳6カ月超）

※詳細は裏面をご覧ください。

【祝金請求手続きについて】

種 類	結 婚	出 産
		被保険者が結婚したとき
発 生 日	婚 姻 日	出 産 日
添付書類 次のいずれか1通 (写し可)	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本または戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 (父母と子の名前が記載されている欄) <input type="checkbox"/> 戸籍抄本または戸籍謄本 ※出産及び親子関係が確認できる書類

- ・夫婦で生命共済制度に加入する場合、それぞれ祝金を請求できます。
- ・出産祝金は、出産回数を基準とします。(出産時の子の人数ではありません。)

【見舞金請求手続きについて】

種 類	見 舞 金
添付書類 (写し可)	<input type="checkbox"/> 診断書等医師の証明書 <input type="checkbox"/> 入院5日以上分の領収書または入院計画書

- ・被保険者同一人に対し、保険期間中（10月1日～翌年9月30日）1回のみ給付となります。
- ・人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院は給付の対象外です。
- ・見舞金の給付額は、入院日の主契約の口数を基準とします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、医療機関に入院の場合のみ対象となります。

【注意事項】

- ・各請求の有効期限は、発生日（入院日）を含め180日以内とします。
- ・支払い基準は、支払事由が発生した時点の口数とします。
- ・支払事由が発生する月の共済掛金の入金確認後の支給となります。
- ・見舞金・祝金のお振込先は、原則掛金を引き落としている口座となります。
- ・事業主または被保険者の虚偽による請求の事実が発覚した場合は、支給停止または支給後は返還いただくこともあります。

請求方法

指定の請求書に必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて、下記までご郵送またはご持参ください。請求書は当所ホームページからダウンロードできます。

〒760-8515 高松市番町2-2-2

高松商工会議所 会員活動推進課 TEL : 087-825-3501